

令和6年第2回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和6年2月27日

目 次

議第 3 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 号	瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 5 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 6 号	瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 8 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 9 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 1 0 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6
議第 1 1 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 8
議第 1 2 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 2
議第 1 3 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議第 1 4 号	瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 4
議第 1 5 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第 1 6 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 6
議第 1 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 2
議第 1 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 3
議第 1 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	4 4
議第 2 0 号	財産の取得について……………	4 5
議第 2 1 号	財産の取得について……………	4 6

- 議第 2 2 号 令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 議第 2 3 号 令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 1 4 号)
- 議第 2 4 号 令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 議第 2 5 号 令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 6 号 令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 7 号 令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 8 号 令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 2 9 号 令和 6 年度瑞浪市一般会計予算
- 議第 3 0 号 令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第 3 1 号 令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 3 2 号 令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第 3 3 号 令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第 3 4 号 令和 6 年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第 3 5 号 令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計予算

別冊

議第3号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部改正により、法別表第2が削除されるため、関係する条文の整備を行う。

【改正内容】

法別表第2を引用している条文を整備するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（略） <u>（6） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>（7） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（5）（略）
第3条（略） （個人番号の利用範囲）	第3条（略） （個人番号の利用範囲）
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。
2（略）	2（略）
3 市長は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から <u>当該特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4（略）	4（略）
第5条（略）	第5条（略）

議第4号 瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）の公布に伴い、条文を整備する。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

議第5号 瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布により、会計年度任用職員に対して勤労手当の支給が可能となったため、これに関する規定を整備する。

【改正内容】

会計年度任用職員に対する勤労手当の支給に関する規定を追加し、及び令和5年8月の人事院勧告を参考として、近隣市との均衡を図りながら期末手当の支給割合を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （会計年度任用職員の給与）	第1条（略） （会計年度任用職員の給与）
第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、 <u>勤労手当</u> 及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、 <u>報酬、期末手当及び勤労手当</u> をいう。	第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては、 <u>報酬及び期末手当_____</u> をいう。
2～3（略）	2～3（略）
第3条～第11条（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	第3条～第11条（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第12条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、期末手当基礎額に乗ずる割合に関する部分及び支給日に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額に乗ずる割合は、 <u>100分の68.75</u> とし、支給日は、市の規則で定める期日とする。	第12条 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当は、期末手当基礎額に乗ずる割合に関する部分及び支給日に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額に乗ずる割合は、 <u>100分の72.5</u> とし、支給日は、市の規則で定める期日とする。
2～3（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤労手当）	2～3（略）
第12条の2 <u>任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤労手当は、勤労手当基礎額に乗ずる割合に関する部分及び支給日に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、勤労手当基礎額に乗ずる割合は、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合とし、支給日は、市の規則で定める期日とする。</u>	
2 <u>前項の規定によりフルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤労手当の額の総額は、当該職員の勤労手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u>	
3 <u>前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム</u>	

会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第13条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の122.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)」とあるのは、「100分の68.75」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項第1号中「当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)」とあるのは、「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フル

第13条～第21条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の122.5(行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(市の規則で定める職員に限る。第19条第2項において「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5)」とあるのは、「100分の72.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2～3 (略)

<p>タイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。</p>	
<p>2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。</p>	
<p>第23条～第28条 (略) (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p>	<p>第23条～第28条 (略) (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p>
<p>第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当(退職手当については、フルタイム会計年度任用職員に限る。)とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して市の規則で定める。</p>	<p>第29条 第2条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給与は、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当(退職手当については、フルタイム会計年度任用職員に限る。)とし、その給与の基準は、職務の性質及び責任を考慮して市の規則で定める。</p>
<p>第30条～第32条 (略)</p>	<p>第30条～第32条 (略)</p>
<p>附則(瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p>
<p>第7条 (略) 2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p>	<p>第7条 (略) 2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p>
<p>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>
<p>第8条 (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>	<p>第8条 (略) (育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p>
<p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として市の規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
<p>第10条～第24条 (略)</p>	<p>第10条～第24条 (略)</p>

議第6号 瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）	第1条～第3条（略） （請求又は要求による監査）
第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2の8第3項</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。	第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 <u>第243条の2の2第3項</u> （地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）並びに公企法第27条の2第1項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。
第5条～第12条（略）	第5条～第12条（略）

議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）により特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

特定教育・保育施設の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供すること及び書面等の交付・提出について、媒体の種類を限定しないことに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第22条（略） （<u>掲示等</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>第24条～第52条（略） （電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u></p>	<p>第1条～第22条（略） （<u>掲示</u>）</p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u></p> <p>第24条～第52条（略） （電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を</u></p>

をもって 調製するファイルに記載事項を記録したもの を交付する方法 3～6 (略) 第54条 (略)	確実に記録しておくことができる物をもって 調製するファイルに記載事項を記録したもの を交付する方法 3～6 (略) 第54条 (略)
--	--

議第8号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

第9期瑞浪市介護保険事業計画の策定並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者が負担する介護保険料に係る保険料率等を規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （保険料率）	第1条（略） （保険料率）
第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 29,484円	（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 30,540円
（2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 44,388円	（2） 令第39条第1項第2号に掲げる者 45,810円
（3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 44,712円	（3） 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,810円
（4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 58,320円	（4） 令第39条第1項第4号に掲げる者 54,970円
（5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 64,800円	（5） 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,080円
（6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 77,760円	（6） 次のいずれかに該当する者 73,300円
（7） 令第38条第1項第7号に掲げる者 84,240円	ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
（8） 令第38条第1項第8号に掲げる者 97,200円	イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな
（9） 令第38条第1項第9号に掲げる者 110,160円	
（10） 令第38条第1項第10号に掲げる者 123,120円	
（11） 令第38条第1項第11号に掲げる者 136,080円	
（12） 令第38条第1項第12号に掲げる者 149,040円	
（13） 前各号のいずれにも該当しない者 155,520円	

	<p><u>い状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(7) 次のいずれかに該当する者 79,400円</u> <u>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(8) 次のいずれかに該当する者 91,620円</u> <u>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(9) 次のいずれかに該当する者 103,840円</u> <u>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(10) 前各号のいずれにも該当しない者 106,890円</u></p>
<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,470円とする。</u></p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,330円とする。</u></p>
<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「44,388円」とあるのは、「31,430円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「30,540円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「44,712円」とあるのは、「44,390円」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「45,810円」とあるのは、「42,760円」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第3条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格取</p>	<p>第3条（略） （賦課期日後において第1号被保険者の資格取</p>

<p>得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第17条 (略)</p>	<p>得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ_____に該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額_____</p> <p>が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第17条 (略)</p>
---	---

議第9号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

- ・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、条文の整備を行う。
- ・国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）における国民健康保険料の賦課限度額及び保険料の軽減判定所得の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・退職者医療制度の廃止に伴う所要の改正
- ・国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ並びに保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の見直しのための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第11条の2 (略) ()基礎賦課総額	第1条～第11条の2 (略) (一般被保険者に係る基礎賦課総額)
第11条の3 保険料の賦課額のうち	第11条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者
基礎賦課	(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者
額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。	等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。
(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額	(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
ア 療養の給付に要する費用	ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)
の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用	の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)
の額の合算額	の額の合算額
イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(岐阜県	イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、岐阜県の
の	の

国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（ _____

_____）国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。） _____

_____を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 _____

_____の額

国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ～オ （略）

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用

（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険の事務の執行に要する費用
を除く。)のための収入(

_____法第72条
の3第1項、第72条の3の2第1項及び第
72条の3の3第1項の規定による繰入金

_____を除く。)の額

(3) (略)

(_____基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち

_____基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者
_____につき算定した所得割額及び被保険者均等割
額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定し
た世帯別平等割額

_____の合計額とする。

(_____基礎賦課額の所得割額の
算定)

第13条 前条の所得割額は、被保険者_____に係る
賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税
法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項
に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに
他の所得と区分して計算される所得の金額(同
法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等
に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2
の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合
には、その適用後の金額)、同法附則第33条の
3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の
金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲
渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律
第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第
34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第
1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35
条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場
合には、これらの規定の適用により同法第31条
第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除
する金額を控除した金額)、地方税法附則第35
条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税
特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、
第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3
第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用
がある場合には、これらの規定の適用により同
法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額
から控除する金額を控除した金額)、地方税法
附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に
係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第
15項の規定の適用がある場合には、その適用後

エ その他国民健康保険事業に要する費用
(国民健康保険の事務の執行に要する費用
を除く。)のための収入(法附則第9条第

1項の規定により読み替えられた法第72条
の3第1項、第72条の3の2第1項及び第
72条の3の3第1項の規定による繰入金並

びに国民健康保険保険給付費等交付金(退
職被保険者等の療養の給付等に要する費用
に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第12条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係

る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保
険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割
額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定し
た世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保
険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世
帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定
した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の
算定)

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る
賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税
法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項
に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに
他の所得と区分して計算される所得の金額(同
法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等
に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2
の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合
には、その適用後の金額)、同法附則第33条の
3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の
金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲
渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律
第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第
34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第
1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35
条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場
合には、これらの規定の適用により同法第31条
第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除
する金額を控除した金額)、地方税法附則第35
条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税
特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、
第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3
第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用
がある場合には、これらの規定の適用により同
法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額
から控除する金額を控除した金額)、地方税法
附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に
係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第
15項の規定の適用がある場合には、その適用後

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第14条 (略)

(_____ 基礎賦課額の保険料率)

第15条 _____ 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続

の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第19条第1項において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

第14条 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ~ (2) (略)

(3) 被保険者均等割 基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続

して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ～ウ (略)

2～3 (略)

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ～ウ (略)

2～3 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第15条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

第15条の4 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第15条の5 第15条の2の被保険者均等割額は、第15条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第15条の5の2 第15条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第4号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第4号イに定めるところ

<p>(基礎賦課限度額) 第15条の6 第12条_____の基礎賦課額</p>	<p>ろにより算定した額 (3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第15条第1項第4号ウに定めるところにより算定した額 (基礎賦課限度額) 第15条の6 第12条又は第15条の2の基礎賦課額</p>
<p>_____は、65万円を超えることができない。 (_____後期高齢者支援金等賦課総額)</p>	<p>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。)は、65万円を超えることができない。 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p>
<p>第15条の6の2 保険料の賦課額のうち_____後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分_____</p>	<p>第15条の6の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る</u>後期高齢者支援金等賦課額(第20条、第20条の3及び第20条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(岐阜県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分<u>であつて、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限る。次号において同じ。)</p>
<p>_____に限る。次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(_____</p>	<p>_____に限る。次号において同じ。) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第</p>

<p>数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ～ウ (略) 2～3 (略)</p>	<p>数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額 イ～ウ (略) 2～3 (略)</p>
<p>第15条の6の7から第15条の6の11まで 削除</p>	<p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第15条の6の7 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条の6の8 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条の6の6の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>第15条の6の9 削除 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第15条の6の10 第15条の6の7の被保険者均等割額は、第15条の6の6の規定により算定した額と同額とする。 (退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第15条の6の11 第15条の6の7の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。 (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の6の6第1項第4号アに定めるところにより算定した額 (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の6第1項第4号イに定めるところにより算定した額 (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の6の6第1項第4号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p>

<p>第15条の6の12 第15条の6の3 <u> </u>の後期高齢者支援金等賦課額 <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>は、<u>24万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)</p>	<p>第15条の6の12 第15条の6の3 <u>又は第15条の6の7</u>の後期高齢者支援金等賦課額 <u>(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。)</u>は、<u>22万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)</p>
<p>第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u> </u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 (3) (略)</p>	<p>第15条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第20条及び第20条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第25条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額 イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)</u>の額 (3) (略)</p>
<p>第15条の8～第17条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった<u> </u></p>	<p>第15条の8～第17条 (略) (賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった<u>若しくは特例</u></p>

場合における当該納付義務者に係る第12条____、第15条の6の3____の額（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった____日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第15条の6の3____の額若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第15条____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって

対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額（被保険者数が増加又は減少____した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）____における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第20条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7の額若しくは第15条の8の額又は第20条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって

行う。

第19条～第19条の2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条 の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に54万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

行う。

第19条～第19条の2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア～イ (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」<u>とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と</u>、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」<u>とあるのは「第15条の8」と</u>、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>第20条の2 (略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>	<p>第20条の2 (略)</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p>
<p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p>	<p>第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条<u>又は第15条の5</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の6の6_____」と_____、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第15条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条<u>又は第15条の5</u>」とあるのは「第15条の6の6<u>又は第15条の6の10</u>」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第15条<u>又は第15条の5</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第20条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて</p>

得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条_____」とあるのは「第15条の6の6_____」と_____

、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)～(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額

得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

5 (略)

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の5」とあるのは「第15条の6の6又は第15条の6の10」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の6の6第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1)～(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額

<p>のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p>	<p>のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>第21条～第30条 (略)</p>	<p>第21条～第30条 (略)</p>

議第10号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行により新たに人・農地プランを土台とした地域農業経営基盤強化促進計画を策定することに伴い、計画を審議する検討会を改める。

【改正内容】

瑞浪市「人・農地プラン」検討会を瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会に改めることに伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務		附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	
市長	(略)	(略)		市長	(略)	(略)	
	瑞浪市予防接種被害調査委員会	予防接種による健康被害の調査及び補償等に関する事項についての審議			瑞浪市予防接種被害調査委員会	予防接種による健康被害の調査及び補償等に関する事項についての審議	
	瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会	瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議			瑞浪市「人・農地プラン」検討会	瑞浪市「人・農地プラン」の策定及び見直しに関する事項についての審査及び検討	
	瑞浪市特別融資制度推進会議	農業関係資金の貸付けの認定その他貸付けに関する事項についての調査及び審議			瑞浪市特別融資制度推進会議	農業関係資金の貸付けの認定その他貸付けに関する事項についての調査及び審議	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)		教育委員会	(略)	(略)	
附則（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）				附則（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）			
本則（略）				本則（略）			
別表（第2条・第4条関係）				別表（第2条・第4条関係）			
区分	報酬		費用弁償	区分	報酬		費用弁償
(略)	(略)	(略)	瑞浪市職員	(略)	(略)	(略)	瑞浪市職員
専門委員	執務1日につき	5,000円	の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）に規定する額	専門委員	執務1日につき	5,000円	の旅費に関する条例（昭和29年条例第19号）に規定する額
(略)	執務1日につき	大学教	和29年条例	(略)	執務1日につき	大学教	和29年条例
予防接種被害調査委員会委員		授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有	第19号）に規定する額	予防接種被害調査委員会委員		授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有	第19号）に規定する額
地域農業経営基盤強化促進計画検討会委員				「人・農地プラン」検討会委員			

特別融資制度推進会議委員 (略)		する学識 経験者の 委員 8,000円 その他の 委員 5,000円
その他の非常勤 の特別職職員	規則で定 める期間 につき	次の各号 に掲げる 場合に 応じ、当 該各号に 掲げる額 を超えな い範囲内 において 規則で定 める額 (1) ~ (3) (略)

備考 (略)

特別融資制度推進会議委員 (略)		する学識 経験者の 委員 8,000円 その他の 委員 5,000円
その他の非常勤 の特別職職員	規則で定 める期間 につき	次の各号 に掲げる 場合に 応じ、当 該各号に 掲げる額 を超えな い範囲内 において 規則で定 める額 (1) ~ (3) (略)

備考 (略)

議第11号 瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

市営住宅入居において連帯保証人の確保が困難な入居希望者が増えている現状に鑑み、連帯保証人の確保要件を廃止し入居要件の緩和を図るため、条文の整備を行う。

【改正内容】

市営住宅入居における連帯保証人の確保要件を廃止し、一部文言表記等を改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第5条 (略) (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項及び第9条第6項において「高齢者等」という。)にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>いずれか</u>に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第7条～第8条 (略) (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者の中から行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽選</u>により入居者を決定する。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項及び第9条第6項において「高齢者等」という。)にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号及び第5号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の<u>一</u>に該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第7条～第8条 (略) (入居者の選考)</p> <p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の<u>一</u>に該当する者の中から行う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽せん</u>により入居者を決定する。</p> <p>4～6 (略)</p>

<p>第10条 (略) (入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>賃貸借契約書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略) (家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第11条第4項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第18条～第29条 (略) (高額所得者に対する明渡請求)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第31条～第39条 (略) (市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略) (準用)</p> <p>第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に</p>	<p>第10条 (略) (入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する賃貸借契約書を提出すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による賃貸借契約書に連帯保証人の署名を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第12条～第16条 (略) (家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から<u>第11条第5項</u>の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第18条～第29条 (略) (高額所得者に対する明渡請求)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の<u>一</u>に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第31条～第39条 (略) (市営住宅の明渡請求)</p> <p>第40条 市長は、入居者が次の各号の<u>一</u>に該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第41条～第43条 (略) (準用)</p> <p>第44条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に</p>
---	---

<p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を知示なければならない。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を知示なければならない。駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>
<p>5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p>	
<p>第59条 (略) (使用料の変更)</p>	<p>第59条 (略) (使用料の変更)</p>
<p>第60条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する<u>場合</u>においては、駐車場の使用料を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略) (使用決定の取消し)</p>	<p>第60条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する<u>場合</u>においては、駐車場の使用料を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略) (使用決定の取消し)</p>
<p>第61条 市長は、使用者が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する<u>場合</u>において、駐車場の使用決定を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>第61条 市長は、使用者が次の各号の<u>一</u>に該当する<u>場合</u>において、駐車場の使用決定を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>
<p>2 (略) 第62条～第67条 (略)</p>	<p>2 (略) 第62条～第67条 (略)</p>

議第12号 瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方自治法（昭和22年法律第67号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）	第1条～第5条（略） （議会の同意を要する賠償責任の免除）
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。
第7条～第10条（略）	第7条～第10条（略）

議第13号 瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正により、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の所管が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条文の整備を行う。

【改正内容】

水道法施行規則第14条第3号の引用規定を見直すための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第3条（略） （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（5）（略） （6）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習	第1条～第3条（略） （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次に掲げるとおりとする。 （1）～（5）（略） （6）水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
_____の課程を修了した者	

議第14号 瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

樽の上野球場の夜間照明設備を撤去するため、当該設備の使用料に関する規定を廃止する。

【改正内容】

夜間照明設備の使用料に関する規定から樽の上野球場を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第1 (略)			別表第1 (略)		
別表第2 使用料 (第10条関係)			別表第2 使用料 (第10条関係)		
(1) ~ (4) (略)			(1) ~ (4) (略)		
(5) 夜間照明設備の使用料			(5) 夜間照明設備の使用料		
施設名	単位	金額	施設名	単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
瑞浪市民競技場	1時間	200円	瑞浪市民競技場	1時間	200円
			樽の上野球場	1時間	2,000円
(6) (略)			(6) (略)		

議第15号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）に基づき、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）で定める消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行う。

【改正内容】

消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を引き上げるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧																																						
<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第6条～第28条（略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>	<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第6条～第28条（略）</p> <p>別表 補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,320円</u></td> <td style="text-align: center;">14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円	分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円																																				
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>																																				

議第16号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の公布に伴い、手数料の改定を行う。

【改正内容】

消防法（昭和23年法律第186号）で規定している浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請の審査に係る手数料並びに高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する移動式製造設備のみを使用して高圧ガスを製造する許可申請の審査に係る手数料について、額を改定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1～7 （略）	（略）	（略）	（略）	1～7 （略）	（略）	（略）	（略）
8 消防 法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 （略）	（略）	（略）	8 消防 法（昭和23年法律第186号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1 （略）	（略）	（略）
	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	2 法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	危険物製造所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円
	3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）貯蔵最大数量が1,000キロリットル以		3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	危険物貯蔵所設置許可申請手数料	ア～エ（略） オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）貯蔵最大数量が1,000キロリットル以

上 5,000 キロリットル未満のもの

145万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000 キロリットル以上
1万キロリットル未満のもの

172万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリットル以上
5万キロリットル未満のもの

192万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリットル以上
10万キロリットル未満のもの

236万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリットル以上
20万キロリットル未満のもの

274万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリットル以上
30万キロリットル未満のもの

564万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリットル以上
40万キロリットル未満

上 5,000 キロリットル未満のもの

118万円

(2) 貯蔵
最大数量が
5,000 キロリットル以上
1万キロリットル未満のもの

141万円

(3) 貯蔵
最大数量が
1万キロリットル以上
5万キロリットル未満のもの

159万円

(4) 貯蔵
最大数量が
5万キロリットル以上
10万キロリットル未満のもの

195万円

(5) 貯蔵
最大数量が
10万キロリットル以上
20万キロリットル未満のもの

227万円

(6) 貯蔵
最大数量が
20万キロリットル以上
30万キロリットル未満のもの

455万円

(7) 貯蔵
最大数量が
30万キロリットル以上
40万キロリットル未満

			のもの 724万円 (8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの 879万円 カ～シ (略)
	4 法第11条 第1項前段 の規定に基 づく取扱所 の設置の許 可の申請に 対する審査	危険物 取扱所 設置許 可申請 手数料	ア 給油取扱所 (屋内給油取 扱所を除く。) の設置の許可 の申請に係る 審査 52,000円 イ～カ (略)
	5～18 (略)	(略)	(略)
9 火薬 類取締 法(昭和25年 法律第149号。 以下この項に おいて「法」 という。)の 施行に 関する 事務	1～10 (略)	(略)	(略)
	11 法第35条 第1項の規 定に基づく 特定施設又 は火薬庫に 係る保安検 査	特定施 設等保 安検査 手数料	1件につき 41,000円
10 高圧 ガス保 安法(昭和26 年法律第204 号。以下この 項において「 法」という。) の施行に 関する 事務	1 法第5条 第1項の規 定に基づく 高圧ガスの 製造の許可 の申請に対 する審査	高圧ガ ス製造 許可申 請手数 料	1件につき ア (略) イ 法第5条第 1項第1号に 該当する者で あって移動式 製造設備(高 圧ガスの製造 のための設備 で移動するこ とができるよ うに設計した ものをいう。 以下この項に おいて同じ。) のみを使用し

			のもの 582万円 (8) 貯蔵 最大数量が 40万キロリ ットル以上 のもの 707万円 カ～シ (略)
	4 法第11条 第1項前段 の規定に基 づく取扱所 の設置の許 可の申請に 対する審査	危険物 取扱所 設置許 可申請 手数料	ア 給油取扱所 (屋内給油取 扱所を除く。) の設置の許可 の申請に係る 審査 52,000円 イ～カ (略)
	5～18 (略)	(略)	(略)
9 火薬 類取締 法(昭和25年 法律第149号。 以下この項に おいて「法」 という。)の 施行に 関する 事務	1～10 (略)	(略)	(略)
	11 法第35条 第1項の規 定に基づく 特定施設又 は火薬庫に 係る保安検 査	特定施 設等保 安検査 手数料	1件につき 41,000円
10 高圧 ガス保 安法(昭和26 年法律第204 号。以下この 項において「 法」という。) の施行に 関する 事務	1 法第5条 第1項の規 定に基づく 高圧ガスの 製造の許可 の申請に対 する審査	高圧ガ ス製造 許可申 請手数 料	1件につき ア (略) イ 法第5条第 1項第1号に 該当する者で あって移動式 製造設備(高 圧ガスの製造 のための設備 で移動するこ とができるよ うに設計した ものをいう。 以下この項に おいて同じ。) のみを使用し

			て、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律_____
			_____第37条の3第1項の完成検査を受け、かつ、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 6,100円 イ～エ (略)
	6 法第22条第1項の規定に基づく輸入した高压ガス等の検査	輸入高压ガス等検査手数料	1件につき ア 圧縮ガス(1)～(3)(略) イ (略)
	7～10 (略)	(略)	(略)
	11 法第54条第2項の規定に基づく容器への刻印等	容器刻印等手数料	1件につき 1,400円
11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(_____以下この項において「法」という。)	1 法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	1件につき 31,000円
	2～16 (略)	(略)	(略)

			て、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、かつ、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの 6,100円 イ～エ (略)
	6 法第22条第1項の規定に基づく輸入した高压ガス等の検査	輸入高压ガス等検査手数料	1件につき ア 圧縮ガス(1)～(3)(略) イ (略)
	7～10 (略)	(略)	(略)
	11 法第54条第2項の規定に基づく容器への刻印等	容器刻印等手数料	1件につき 1,400円
11 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。)	1 法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査	液化石油ガス販売事業登録申請手数料	1件につき 31,000円
	2～16 (略)	(略)	(略)

する事務			
12 瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	1 条例第47条の規定に基づく水張検査又は水圧検査	少量危険物タンク水張、水圧検査手数料	ア 水張検査 6,000円 イ (略)
13～14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

する事務			
12 瑞浪市火災予防条例（昭和37年条例第6号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	1 条例第47条の規定に基づく水張検査又は水圧検査	少量危険物タンク水張、水圧検査手数料	ア 水張検査 6,000円 イ (略)
13～14 (略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議第17号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いとう きょうじ 伊藤 恭司
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	瑞浪市会計年度任用職員
学歴	神奈川大学経済学部 卒業
経歴	昭和56年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成27年4月 瑞浪市立稲津小学校 校長 平成30年3月 岐阜県公立学校教員 退職 平成30年4月 瑞浪市教育委員会社会教育課社会教育指導員 就任 令和5年3月 瑞浪市教育委員会社会教育課社会教育指導員 退任 令和5年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課教育相談員 就任 現在に至る
備考	令和3年7月 人権擁護委員(1期目) 現在に至る

議第18号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わださきこ 和田さき子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	岐阜県立恵那農業高等学校 卒業
経歴	昭和55年3月 高蔵寺農業協同組合 入組 昭和56年5月 高蔵寺農業協同組合 退組 平成22年4月 NPO法人「明日の稲津を築くまちづくり推進協議会」理事 令和4年4月 NPO法人「明日の稲津を築くまちづくり推進協議会」地域推進部会長 令和5年4月 通所型サービスB「稲津いなほ運営委員会」書記 現在に至る
備考	新任

議第19号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	やま うち とも こ 山 内 智 子
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	無職
学歴	岐阜県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和58年 4月 AKI企業株式会社 入社 平成 7年 6月 AKI企業株式会社 退社 平成22年12月 民生委員・児童委員 主任児童委員(1期目) 平成25年12月 民生委員・児童委員 主任児童委員(2期目) 平成28年12月 民生委員・児童委員 主任児童委員(3期目) 令和 元年11月 民生委員・児童委員 主任児童委員 退任 現在に至る
備考	新任

議第20号 財産の取得について

概 要

取得の目的	平成24年9月に配備された災害対応特殊救急自動車を更新計画に基づき更新整備するもの。
取得金額	27,040,460円
取得する財産の概要	<p>この車両は、緊急消防援助隊に登録するもので、振動を吸収し傷病者の負担を軽減する防振機能付ストレッチャー架台を備え、車内には自動体外式除細動器兼心電計や、高度気道確保資器材等最新の救急資機材を積載する。</p> <p>トランスミッション：6速オートマチックトランスミッション 駆動方式：4輪駆動 乗車定員：7名</p>
取得の相手方	<p>土岐市肥田町浅野815番地1 岐阜トヨタ自動車株式会社 土岐店 店長 鈴木伸之</p>
備考	消防署に配備

議第21号 財産の取得について

概 要

取得の目的	平成14年9月に配備された消防ポンプ自動車を更新計画に基づき更新整備するもの。
取得金額	23,210,820円
取得する財産の概要	<p>トランスミッション：オートマチックトランスミッション 駆動方式：2輪駆動 乗車定員：8名 車両総重量：7.5t未満</p>
取得の相手方	<p>岐阜市金園町3丁目25番地 株式会社ウスイ消防 代表取締役 白井 潔</p>
備考	第5分団第1部（猿爪コミュニティ消防センター）に配備

